

河内長野市

# 公共施設等総合管理計画

【概要版】



平成27年9月策定  
令和4年1月改訂

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

河内長野市では、平成27(2015)年に国連サミットにおいて採択されたSDGs(Sustainable Development Goals-持続可能な開発目標)「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現をめざし、経済、社会、環境をめぐる幅広い分野の課題に対して総合的に取り組むこととしています。

本計画は、SDGsの17の目標のうち、次の目標の達成に向けた取り組みを推進するものです。



目標11【持続可能な都市】包括的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市および人間居住を実現する。

※文中の表やグラフの数値は、端数処理により、値が整合しない場合があります。

## 序章 はじめに

### 序章－1. 背景と目的

人口の減少、本格的な少子高齢化社会等が到来し、今後もより一層その傾向が進み、社会経済状況が大きく変化しようとしている中において、本市の公共施設等は、経年による老朽化が進み、現時点を含めて、今後の公共施設等に求められる新しいニーズに対応できなくなってきました。

また、財政状況は、少子高齢化の影響から、税収が減少、扶助費などの義務的経費が増加し、非常に厳しい状況になっていきます。このため、現在ある公共施設等のすべてを適正なままの姿で維持していくための経費の確保は、益々、困難な状況となっていきます。

こうした公共施設等の維持・更新問題に対応していくため、持続可能で新たなニーズへの対応にむけて、「公共施設の維持保全・有効活用方針」を平成26年度に策定し、平成27年度には計画的な維持管理・更新に取り組み、利活用される市民の方々の安心・安全の確保、新たなニーズに対応し、中長期的な視点からのコストの縮減や平準化を行うことを目的に、より具体的な点検・診断、維持管理や修繕・更新等の実施方針として「公共施設等総合管理計画」を策定しました。

こののち、平成30年度に比較的大きな公共建築物を対象とした「公共施設等の維持保全・有効活用計画」を、令和元年度に「公共施設再配置計画」を策定し、令和2年度には、個々の公共建築物の維持管理や修繕・更新への取組みとともに公共施設マネジメントへの取組みを含めた「公共施設個別施設計画」を策定し、その取組みを進めてきました。

今回の改訂は、平成27年度の計画策定後の取組みや市を取り巻く状況の変化を踏まえて行うものです。

### 序章－2. 計画の対象範囲

本市の所有する財産のうち、すべての公共施設等（公共建築物及びインフラ施設）及び当該施設が立地する土地を対象とします。

# 第1章 公共施設等の現況と将来の見通し

## 1-1. 公共施設等の状況

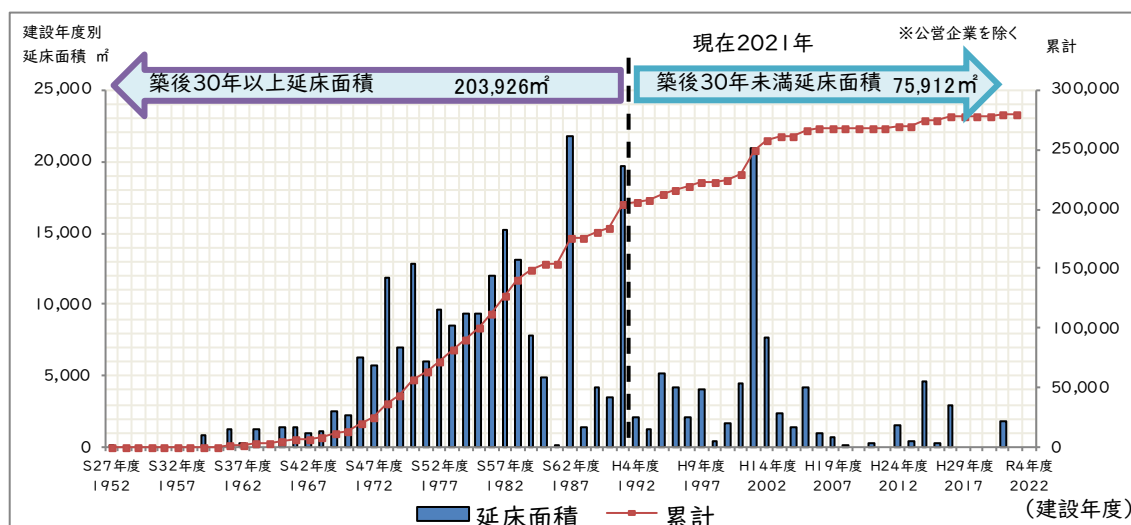
### (1) 公共建築物の現況と将来の見通し

本市が所有する建築物の総延床面積は約279,839㎡（公営企業施設を除くと269,310㎡）で、そのうち最も多いものが学校施設を含む子ども向け施設で146,146㎡（公営企業を除く公共建築物の約54%）となっています。

【公共建築物の用途分類別保有量一覧】

類型区分	保有施設			公営企業を含む		公営企業を除く割合(%)
	大分類	中分類	中分類延床面積	延床面積(㎡)	割合(%)	
公共建築物	市民利用施設	市民の活動や学習施設	市域文化系施設	40,857	14.6%	15.2%
			地域文化系施設			
			社会教育系施設			
		スポーツ・公園施設	スポーツ施設(建築系施設)	8,518	3.0%	3.2%
			公園施設等			
		福祉施設	福祉施設	5,237	1.9%	1.9%
			高齢福祉施設			
			障がい者支援施設			
		子ども向け施設	学校施設等	146,146	52.2%	54.3%
			学校給食施設 児童施設・児童福祉施設			
	保健・衛生の向上を図る施設	保健施設	11,245	4.0%	4.2%	
		火葬施設				
		衛生施設				
	産業・観光の振興を図る施設	産業・観光振興施設	6,603	2.4%	2.5%	
		産業・観光振興施設				
	都市基盤施設	都市基盤施設	市営住宅施設	15,766	5.6%	5.9%
			道路施設			
行政施設	庁舎等	庁舎等施設	34,938	12.5%	13.0%	
		その他施設				
		消防施設				
公営企業施設	公営企業施設	上水道施設	10,529	3.8%	-	
		下水道施設				
合計			279,839	100%	100%	

【公共建築物の建設年別整備延床面積と築後30年以上と未滿の延床面積と累計】



## (2) インフラ施設の現況と将来の見通し

## 【インフラ施設の保有量一覧】

種別	主な施設	施設数			備考	
スポーツ施設 (土木系施設)	屋外運動場等	7	箇所	84,596	m <sup>2</sup>	競技面積を示しています
	テニスコート	3	箇所	10	面	
	プール	1	箇所	442	m <sup>2</sup>	規模:25mプール、ウォータースライダー、幼児用プール
道路等	道路延長	<b>397,267</b>	m	<b>2,708,772</b>	m <sup>2</sup>	令和3年(2021)3月末現在
	一般道路(一級(幹線)市道)	32,518	m	365,858	m <sup>2</sup>	※横断歩道橋を含む
	一般道路(二級(幹線)市道)	32,830	m	191,497	m <sup>2</sup>	
	一般道路(その他の市道)	316,560	m	2,099,199	m <sup>2</sup>	
	自転車歩行者道	15,360	m	52,218	m <sup>2</sup>	
	橋梁	<b>129</b>	橋	<b>30,773</b>	m <sup>2</sup>	令和3年(2021)3月末現在
	PC橋	27	橋	7,580	m <sup>2</sup>	
	RC橋	52	橋	3,435	m <sup>2</sup>	
	鋼橋	50	橋	19,758	m <sup>2</sup>	
	トンネル	4	箇所	839	m	令和3年(2021)3月末現在
公園	公園	<b>280</b>	箇所	<b>164.30</b>	ha	令和3年(2021)3月末現在
	総合公園	1	箇所	13.54	ha	
	特殊公園(風致公園)	1	箇所	10.74	ha	
	近隣公園	5	箇所	8.78	ha	
	街区公園	159	箇所	32.62	ha	
	その他公園	5	箇所	0.39	ha	
	緑地	95	箇所	89.19	ha	
	その他緑地	14	箇所	9.04	ha	
河川等	河川					
	準用河川	1	河川	3.90	km	
	普通河川	16	河川	60.04	km	
	調整池	31	箇所	110,628.04	m <sup>2</sup>	
上水道	管路延長			<b>528,195.7</b>	m	令和3年(2021)3月末現在
	導水管			4,576.3	m	
	送水管			23,895.1	m	
	配水管			499,724.3	m	
	浄水場			4	箇所	
	配水池・ポンプ室等			59	箇所	
下水道	管路延長(汚水)			<b>410,950.90</b>	m	令和3年(2021)3月末現在
	HP管			155,779.10	m	
	VU管			236,528.12	m	
	圧送管			18,643.68	m	
	処理場(汚水)			1	箇所	
	ポンプ施設(汚水)			<b>242</b>	箇所	
	中継ポンプ場			5	箇所	
	マンホールポンプ			144	箇所	
	個人ポンプ			93	箇所	
	滝畑浄化センター			1	施設	
	公共浄化槽			<b>219</b>	基	
	市設置浄化槽			151	基	
	帰属浄化槽			68	基	
管路延長(雨水)			146,309.74	m		

## ①スポーツ施設（土木系施設・建築系施設）

市が保有するスポーツ施設の土木系施設は、屋外運動場等が7箇所、テニスコートが3箇所、プールが1箇所となっており、総競技面積は約9万㎡あります。

建築系施設では、市民総合体育館など築30年以上経過した施設が大半を占めており、経年劣化に伴う修繕の必要な箇所が、年々増加する傾向にあります。

## ②道路等（道路、橋梁、トンネル）

### （ア）道路

市道の総延長は約400kmあります。経年変化による道路舗装の損傷・劣化が進行していることから修繕箇所は年々増加する傾向にあります。

### （イ）橋梁

橋梁は令和3年3月現在で129橋あり、現時点で52橋（40%）ですが、10年後の令和13年（2031年）には87橋（67%）、さらに20年後で106橋（84%）となり、今後老朽化が進んでいきます。

### （ウ）トンネル

本市が管理するトンネルは4箇所あります。昭和50年（1975年）と昭和51年（1976年）に建設されたものが築後40年経過し、老朽化が進行しています。

## ③公園

市が保有する公園は171箇所、緑地は109箇所あり、合計280箇所、面積は164.30haになります。

## ④河川等（河川、調整池）

### （ア）河川

準用河川は、加賀田川水系の加賀田川の1河川で、その延長は3.9kmです。  
普通河川は、5水系、16河川あり、総延長は60.04kmです。

### （イ）調整池

開発団地の開発に伴い造成された調整池は31箇所あり、総面積は約110,000㎡になります。

## ⑤上水道

浄水場が4箇所、配水池・ポンプ室等が59箇所あります。そのうち約半数の施設が供用開始

後30年以上経過し老朽化が進んでいる状況です。

また、導水管、送水管、配水管の総延長は約528kmに及び、そのうちの約61%が供用開始後30年以上経過しています。

⑥下水道

ポンプ施設が242箇所、滝畑浄化センターが1施設、公共浄化槽が219基あります。また、管路延長は污水管が約411km、雨水管が約146kmで、污水管では約19%が供用開始後40年以上経過しています。

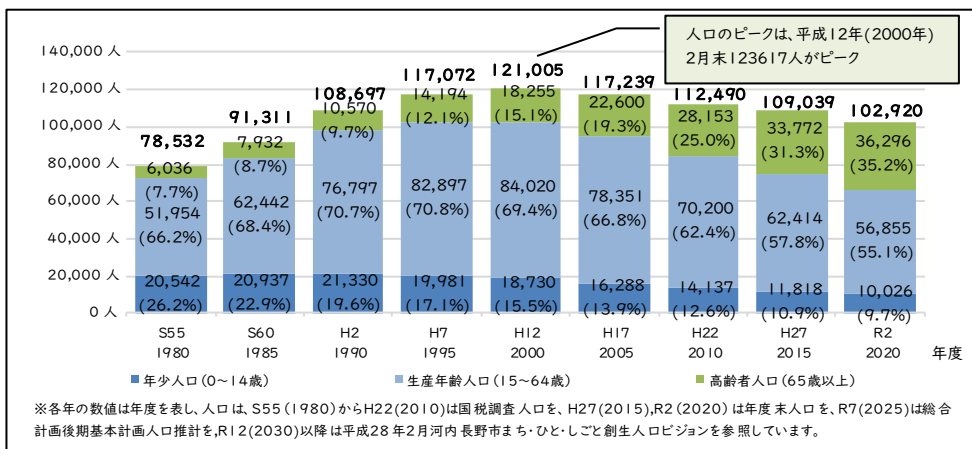
1-2. 総人口や年代別人口についての今後の見通し

本市の人口は、平成12年(2000年)2月をピークに減少に転じています。

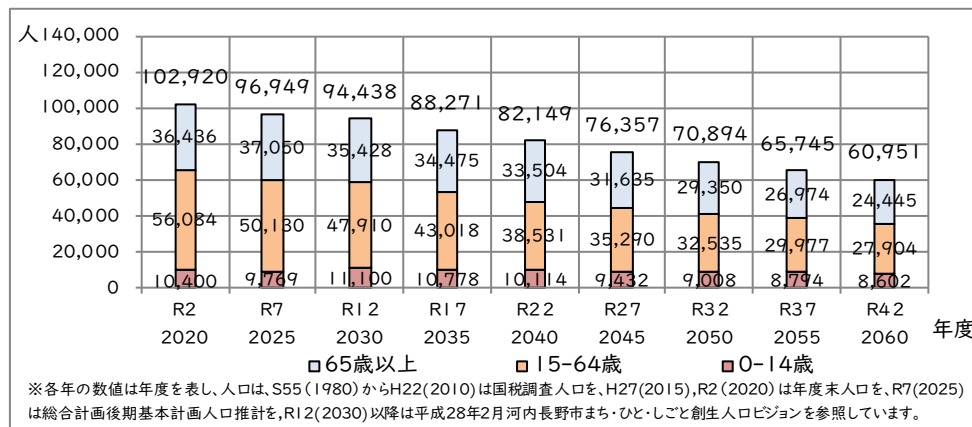
人口推計では、今後も人口が減少し、令和22年(2040年)には約82,000人と、ピーク時の約66%、昭和55年(1980年)当時と同規模程度になることが予想されます。

年齢構成をみると、今後、高齢者人口比率(65歳以上)が増加し、生産年齢人口(15~64歳)、年少人口(0~14歳)が減少しますが、生産年齢人口及び年少人口の減少は、総人口の減少よりもはるかに大きく落ち込むことが予想されています。

【人口の推移】



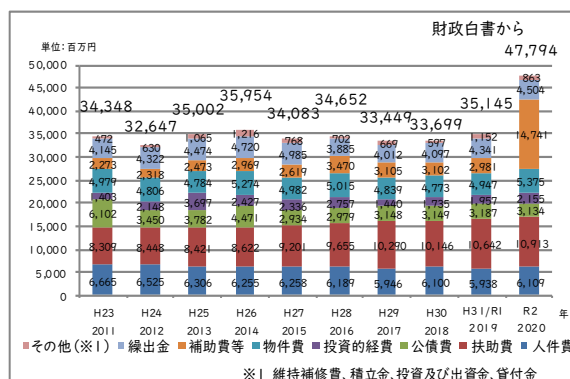
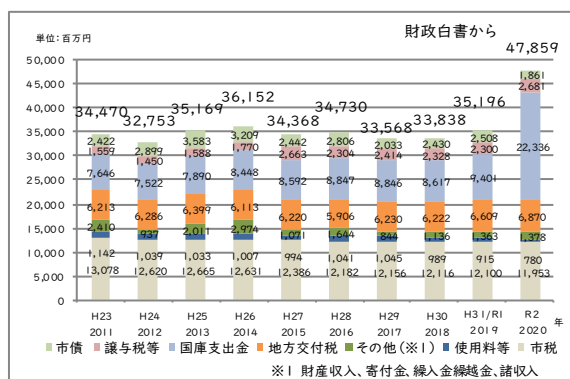
【人口の推計】



### 1-3. 財政状況と公共施設等の維持管理・更新に必要な経費の見込みと必要な経費に充当可能な基金等の財源の見込み

#### (1) 歳入と歳出

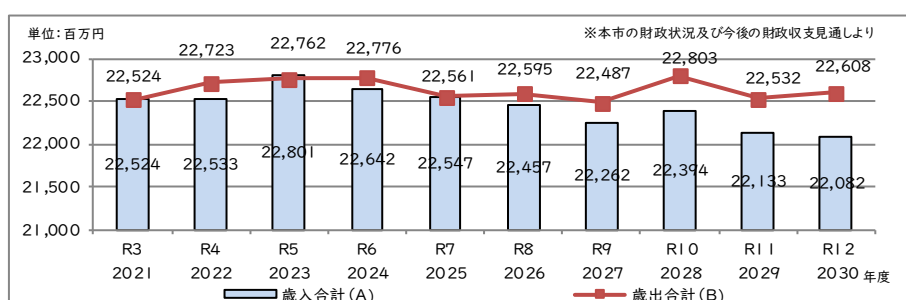
##### 【歳入と歳出の推移】



#### (2) 財政シミュレーション

令和11年度(2029年度)までの歳入・歳出の推計では、歳出が歳入を上回る逆転現象が継続し、将来に向けては、より一層その差が大きくなり、本市の財政状況は、より厳しいものとなっていくと考えられます。

##### 【歳入・歳出の見通し(一般財源ベース)】

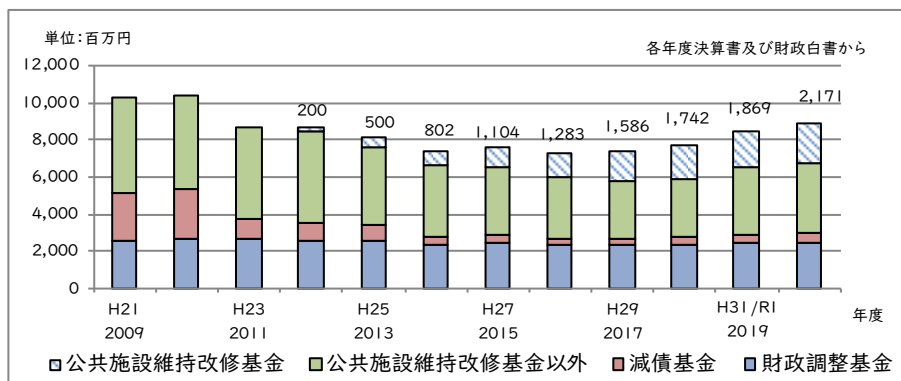


#### (3) 基金の状況

平成24年度から積み立てている「公共施設維持改修基金」を今後も積み立てながら、できるだけ財政負担の少なくなるよう基金を活用し、併せて、公共施設再配置計画や個別施設計画に基づき、適切な維持管理に努め、安全・安心な公共施設づくりに努めます。

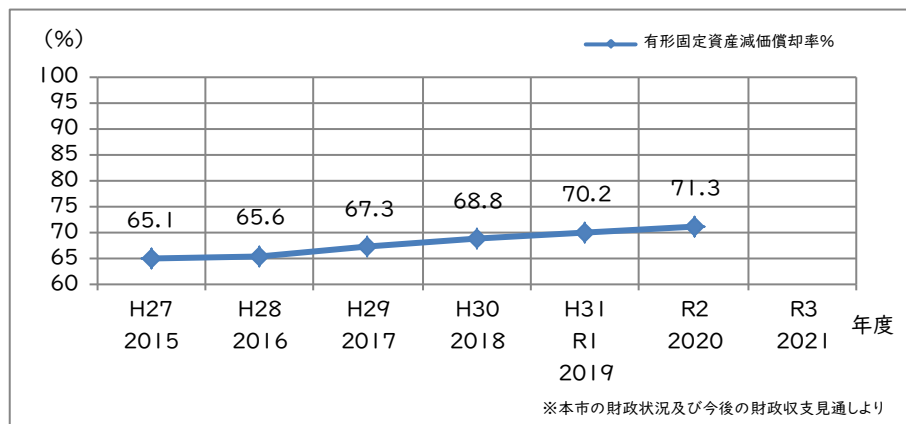


## 【基金残高の推移】



## (4) 有形固定資産減価償却率の推移

## 【有形固定資産減価償却率の推移】



※有形固定資産減価償却率とは

- ◎ 有形固定資産のうち、土地以外の償却資産（建物や工作物等）の取得価格に対する減価償却の割合です。
- ◎ この比率が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示します。
- ◎ 資産の取得からどの程度経過しているかを把握することができます。

ただし、長寿命化対策などにより使用可能期間が延びた場合でも、比率には反映されないため、この比率が高いことが直ちに施設が使用できないことを示すものではありません。

- ◎ データの根拠は、平成27年度に整備された固定資産台帳データを基にしています。よって、平成27年度以前のデータはありません。

## (5) 公共施設等の維持管理・更新に必要な経費の見込み

今回、公営企業施設を含まない公共施設等で、今後10年間の年平均で必要と推計した維持管理・更新費は、約20億円となり、こうした費用の確保は、より一層厳しくなる財政状況から、非常に困難と予想されます。

このことから、これまで積み立ててきた「公共施設維持改修基金」を効率的に活用し、「公共施設再配置計画」、「公共施設個別施設計画」、各インフラ施設の長寿命化計画等により、さらに公共施設等の維持管理・更新費の縮減に総量縮減を含め、新たな財源の確保に努める必要があります。

【令和4年度から10年間】									
今後10年間の公共施設等の維持管理・更新費等に係る経費の見込み									
(百万円)									
		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	財源見込み	耐用年数経過時に単純更新した場合(⑤)	長寿命化対策等の効果額(④-⑤)	現在要している経費(過去5年平均)
普通会計	建築物(a)	1,440	7,583	4,705	13,728	0	38,550	-24,822	794
	インフラ施設(b)	3,238	657	1,933	5,828		5,837	-9	374
	計(a+b)	4,678	8,240	6,638	19,556		44,387	-24,831	1,167
公共事業会計	建築物(c)	0	0	109	109	0	109	0	8
	インフラ施設(d)	9,582	0	15,416	24,998		23,294	1,704	2,111
	計(c+d)	9,582	0	15,525	25,107		23,403	1,704	2,119
	建築物計(a+c)	1,440	7,583	4,814	13,837	0	38,659	-24,822	802
	インフラ施設(b+d)	12,820	657	17,349	30,826	0	29,131	1,695	2,484
	合計(a+b+c+d)	14,260	8,240	22,163	44,663	0	67,790	-23,127	3,286

【備考】

※ 建築物：学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。

※ インフラ施設：道路、橋りょう、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道及びそれらと一体となった建築物

※ 維持管理・修繕：施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。

※ 改修：公共施設等を治すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。

※ 更新等：老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

※ 各項目の数値と集計欄の数値は、端数処理の都合上、整合しない場合があります。

## 第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

### 2-1. 計画期間

計画の期間は、令和4年度(2022年度)を初年度とし、令和13年度(2031年度)までとします。

### 2-2. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設等を安全に安心して利用できる施設とするため、公共施設等の維持管理・更新、有効活用を一体的に管理し、また各種課題に対する解決策の検討を行うために、全庁横断的な体制(横串化)を整え、財産管理、維持管理・更新、有効活用等に総合的かつ継続的に取り組みます。

また、各施設所管課が保有している情報を、公共施設等の維持管理・有効活用を一体的に管理する組織に一元化、共有化し、個々の分類にとらわれることなく、大きい視点で情報を収集し、情勢の変化にも的確に対応していきます。

### 2-3. 現状や課題に関する基本認識

#### (1) 公共施設等の維持管理・更新等への対応

改修や更新などにかかる費用を全体的に抑えるとともに平準化させることが必要であり、今後は中長期的な視点により計画的・戦略的な公共施設等の再編成と管理に取り組み、将来への負担を減らすよう対策を講じる必要があります。

#### (2) 人口減少及び少子高齢化社会到来への対応

公共施設等の適正な総量規模や適正配置とともに市民ニーズに対応した公共施設づくりに取り組んでいく必要があります。

### (3) 財政状況に見合った維持管理・更新への対応

公共施設等の維持管理・更新費用の縮減のため、「公共施設再配置計画」や各施設の「個別施設計画」などに併せて、「公共施設維持改修基金」の有効で効率的な活用により、取り組んでいきます。

## 2-4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

### (1) 公共建築物

- 施設の稼働状況及び既存施設の維持費や複合化などに伴う改修費用との採算性等を十分に検証したうえで、統廃合や複合化、管理・運営の見直しなどを検討し、「公共施設再配置計画」、各施設の「個別施設計画」などにより取組みを進めます。

### (2) インフラ施設

- スポーツ施設（土木系施設）は、長寿命化の方針を策定した「スポーツ施設個別施設計画」により取組みを進めます。
- 道路、上水道、下水道、公園などのインフラ施設については、維持管理・更新（長寿命化）の方針を策定した長寿命化計画などにより取組みを進めます。

### (3) 実施方針等

#### ①点検・診断等の実施方針

- 今後は、法的根拠に基づく定期点検に加え、施設を適正に維持していくために必要な点検を計画的に実施し、その結果に基づき、対策が必要とされたものは、適切な時期にその対策を効率的・効果的に実施していきます。

#### ②維持管理・更新等の実施方針とPDCAサイクルの推進方針

- 維持管理体制の整備だけでなく、施設の点検等における各施設の状態を把握し、これまでの「事後保全」のみの維持管理から、点検・診断実施結果など個々の施設の状態に応じて「予防保全」と「状態監視保全」と「事後保全」の3つに分類し、財政的、物理的な条件を加味し、計画的な維持管理により、各施設の長寿命化とともに各年度の財政的な負担の平準化を目指します。
- 今後も維持していく必要があると判断される施設は、更新などの機会を捉えながら質的な向上や現在求められる機能への変更、用途変更を図り、そうでないもの、もしくは必要性が低いとされたものについては、廃止や撤去、他施設への複合化や集約を検討していきます。
- 公共施設等に関する保全のための情報をデータ化し、情報を一元的に管理し、各年度の予算の平準化に努め、将来の施設の維持管理・更新に活用するほか、社会経済情勢の変化に的確に対応できるよう、適宜計画を見直し、PDCAサイクルを循環していきます。

※PDCAサイクルとは、事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つを示します。  
PLAN（計画）⇒Do（実行）⇒CHECK（評価）⇒ACT（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善します。

### ③安全確保の実施方針

- 保有総量の最適化、有効活用の検討の結果、継続して保有する施設について、施設の点検・診断結果に基づき、財政的な負担が平準化できるように計画し、改修や修繕を実施し、各施設の安全を確保します。

### ④耐震化の実施方針

- 庁舎や図書館、市営住宅などは概ね新耐震基準で建設されています。また、その他の旧耐震基準で建設された公共建築物については、耐震性能を有しているか、もしくは耐震化工事が完了しています。こういった公共建築物については建築後、概ね30年以上が経過しており、今後は、日常点検、定期点検の実施により劣化状況の把握に努め、調査結果を踏まえ大規模改修の実施も検討していきます。
- インフラ施設の橋梁については、修繕工事に合わせて耐震化工事を実施し、上下水道施設についても大規模災害に備え、施設の耐震化を図る更新を行います。

### ⑤長寿命化の実施方針

- 継続して保有する施設については、将来予測に基づく予防保全へ転換することにより、施設の長寿命化を図るとともに、長期的な視点に立った計画的な改修を実施し財政負担の平準化を図ります。

### ⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針

- 誰もが、地域の中で安心して日常生活を送ることができるよう、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。
- 各施設のユニバーサルデザイン化の推進については、大規模改修や該当箇所の改修時などの機会を捉えて、これまで取り組んできたバリアフリー化や省エネルギー対策とともに「ユニバーサルデザイン2020行動計画」の考え方を踏まえて、可能な限り公共施設等としての機能の向上をめざし、改修に取り組んでいきます。

### ⑦脱炭素化の推進方針

#### ◇地域環境配慮型公共施設等の推進

- 地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）では、地方公共団体の基本的役割として「地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進」が掲げられており、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を推進することとしています。  
このため、公共施設等においても太陽光発電の導入、建築物におけるZEBの実現、省エネルギー改修の実施、LED照明の導入等の取組みを推進していきます。

※ ZEB (NET ZERO ENERGY BUILDING)

先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。

## ⑧統合や廃止・複合化等の推進方針

### ◇機能水準の見直し

- 今後の財政的負担の状況も勘案しながら、各施設が提供するサービスの維持すべき内容やレベルについて検討し、施設の機能水準の見直しを行います。

### ◇総量の見直し・施設の統廃合・複合化

- 施設の必要性や規模、類似施設の統廃合や複合化、集約については、「公共施設再配置計画」や「個別施設計画」に基づき取り組みます。
- 施設の性質上、廃止ができない施設については、機能の維持を前提として規模の適正化を検討します。

## ⑨総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

総合的かつ計画的な管理を実現するため、公共建築物及びインフラ施設について、全職員への研修、担当職員への技術研修、適正管理に必要な体制を下記のとおり検討、実施します。

### ◇公共建築物

- 専門知識や経験の少ない施設管理者を対象として、施設の日常的な点検や維持管理について情報提供や研修を行い、職員の知識向上を図ります。
- 技術職員を対象とした勉強会等において、点検方法や適正な保全の実施について情報交換を行います。
- 研修等を全庁的・継続的に行うための研修制度等を整えます。
- 施設管理者に対し保全の実施状況の調査（保全実態調査）とその結果に基づく保全指導を実施します。
- 上記の保全実態調査の結果を、予算化や予算の順位付けに結び付ける仕組みの検討を行います。

### ◇インフラ施設

- 施設管理に関する技術的な水準の確保やスキルアップのための、外部研修会や講習会への積極的な参加に努めます。
- 高度な技術力を有する技術職員の確保や適正な配置に努めます。
- 公園については、指定管理者による維持管理を今後も継続します。

## 第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

### 3-1. 施設類型ごとの管理に関する考え方

- 第2章における公共施設等の基本的な方針を踏まえ、以下では公共建築物とインフラ施設の施設類型ごとに基本的な方針を整理します。
- 今後においては、以下に示す基本方針を踏まえ、中長期的な視点での個別施設の公共施設マネジメントを推進していきます。

※公共施設マネジメントとは、市が保有している全公共施設を、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び活用する仕組みを示します。



〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号  
河内長野市役所 総務部 資産活用課  
TEL 0721-53-1111 FAX 0721-55-1435

---